○国土交通省告示第八百六十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第一項及び第二項第一号、第四十六条第四項表一(六)項、第四十七条第一項、第八十条の二第一号、第八十一条第二項第一号イ、第八十二条の六第三号、第九十四条並びに第九十九条並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

（建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件の一部改正）

第一条　建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件（昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　木造の建築物等に関する基準 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。 一　水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む建築物にあつては、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に次の表の数値以上の数値又は特別な調査若しくは研究に基づき当該階の筋かいを入れた軸組の減衰性及び靭性を考慮して定めた数値を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。 $\beta \leqq \frac{5}{7}$ の場合　1＋0.7β $\beta > \frac{5}{7}$ の場合　1.5 この表において、βは、令第八十八条第一項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比を表すものとする。 二～五　（略）	第一　木造の建築物等に関する基準 木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。 一　水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む建築物にあつては、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に次の表の数値以上の数値を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。 $\beta \leqq \frac{5}{7}$ の場合　1＋0.7β $\beta > \frac{5}{7}$ の場合　1.5 この表において、βは、令第八十八条第一項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比を表すものとする。 二～五　（略）

（建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件の一部改正）

第二条　建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。 一～六　（略） 七　次に定めるところにより、土塗りの垂れ壁（当該垂れ壁の上下の横架材の中心間距離が〇・七五メートル以上であるものに限る。次号において同じ。）を設けた軸組 イ　当該軸組の両端の柱の小径（当該小径が異なる場合にあつては、当該小径のうちいずれか小さいもの。次号において同じ。）を別表第五(い)欄に掲げる数値と、中心間距離を同表(ろ)欄に掲げる数値とすること。	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。 一～六　（略） （新設）